

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年10月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第38号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条の規定により観覧料又は使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が主催し、又は共催する事業を行うために使用する場合であって市長が特に必要と認めるとき 使用料の全額

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

第15条の次に次の1条を加える。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

第2条 京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条中「第10条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「第9条」を「第14条」に改め、同条を第12条とする。

第9条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第13条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(附属施設及び附属設備の使用料)」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(店舗等の使用料の額の算定方法)

第10条 店舗等使用者が、月の中途に使用を開始した場合におけるその月に係る使用料の額は日割りにより計算して得た額とし、月の中途に使用を終了した場合におけるその月に係る使用料の額は1月分に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、日割りにより計算して得た額とする。

- 3 前2項の規定による日割り計算は、使用料を当該月の開館日の日数で除して得た額に、当該月の使用期間に係る開館日の日数を乗じて行うものとする。
- 4 使用料の額を計算する場合において、使用する場所の面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数面積は、1平方メートルとみなす。
- 5 前各項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第7条の次に次の1条を加える。

(公募による使用許可)

第8条 条例第10条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の概要
- (2) 応募することができる者の資格
- (3) 応募を受け付ける期間
- (4) 応募に必要な書類
- (5) 店舗等使用者（条例第7条第1項に規定する店舗等使用者をいう。以下同じ。）を選定する基準
- (6) 使用料に関する事項
- (7) 使用期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 条例第10条第3項前段に規定する別に定めるときは、応募者のうちに前項第5号の基準を満たすものがないときとする。

3 条例第10条第3項後段に規定する別に定める事項は、第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる事項とする。

別表第2中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は京都市美術館条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第47号）の施行の日から施行する。

(美術館)